

建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS^{コスモス}) の導入と期待される効果

建設業労働災害防止協会 常務理事 狩 野 幸 司

1. は じ め に

最近の建設産業では、建設投資84兆円（平成4年ピーク）から54兆円（平成15年見込み）へと35.7%も大幅減少する中、建設業者数は、約55.2万社、就業者数は、618万人となっており、供給過剰状態や経営の悪化が表面化してきている。今後とも、建設投資の伸びは期待できず、受注量の減少、経常利益率の低下（3.2%から1.3%へ）、ダンピング入札、受注など極めて厳しい環境下での受注競争が続くものと考えられ、この状況が続くと建設業者の倒産（平成13年、5,852件）や優良な中小建設業者の淘汰、品質の低下等をもたらすことが懸念されている。

このような状況の下で、国土交通省では、約2年前、建設企業の連携等による経営資源の選択と集中について討議が行われ、「技術と経営に優れた企業が生き残ること」、すなわち、大手、準大手ゼネコンの法的整理や合併、持株会社化、資本参加による提携など建設産業の再編を促進するための次のような新たな基本方針と対策を打ち出した。

- ① 技術と経営に優れた企業が生き残る環境整備
- ② 多様な企業連携を支援するための環境整備
- ③ 自主的な経営改善の促進

この中で注目すべきことは、①の「技術と経営に優れた企業が生き残る環境整備」であり、「緊急に実施すべき施策」の中には、「不良不適格業者排除の徹底（平成13年4月、入札契約適正化法の施行）」、「地域の中小・中堅建設業の企業間の連携や協業化による経営の効率化」と「新しい成

長分野への進出（モデル事業の取り組みへの支援）」に加えて、「工事施工状況の評価」が含まれていたことである。

すなわち、「公共工事の施工状況を透明かつ適確な基準で評価し、その評価結果を、その後の入札に反映できる体制を整備するとともに、その評価手法の統一化に向けて検討を進める」ことが、その内容となっている。

建設企業が生き残っていくためには、建設工事の「施行体制」「施工管理」「工程管理」「安全管理」「品質」「技術力」「創造性」「社会的貢献」等の各般にわたる発注者からの適正な評価を受け、市場での競争に打ち勝って行くことができる体制の整備が求められている。

このように、今日の建設企業はかつてないほどの厳しい経営姿勢が求められており、労働災害の防止を主眼とする「安全管理」もまた、「品質管理」「工程管理」「原価管理」とともに今日の「施工管理」の柱の一つとして重要な位置を占めている。

当協会は、建設業の労働災害を今後さらに減少させ、「安全管理」を徹底させるためには、建設工事に内在する潜在的な危険・有害性を事前に除去・低減することや、安全衛生管理活動のノウハウが建設企業内で組織的・効率的に継承され、安全衛生水準が連続的・継続的に向上することが必要との観点から、平成11年11月に「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}：Construction Occupational Health and Safety Management System）ガイドライン」を作成し、公表した。

2. 労働安全衛生マネジメントシステムとは何か

マネジメントシステム（MS）という言葉の概念は、建設企業における“経営管理の仕組み（やり方）”を表わすものであり、マネジメント（経営管理）をシステム（仕組み）として、組織的、体系的に実施することを指している。

また、企業経営における品質、環境、労働安全衛生等の管理は、互いに関連しており、これらを単独に実施することは少なく、通常一体とした形で実施しており、経営管理の仕組みであるマネジメントシステム（MS）を“労働安全衛生”という切口から見たのが労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）であり、“品質”の切口から見たのが品質マネジメントシステム（QMS）であり、環境の切口から見たのが環境マネジメントシステム（EMS）である。

労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）は、“経営管理の一環として企業が組織的に体系的に実施する安全衛生管理の仕組み”である。

従って、企業の組織、体系等にマッチした労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）を確立することは、単に労働安全衛生水準の向上を図ることのみならず、生産性、品質等の改善を図ることにも役立ち、ひいては効率的で効果的な企業経営の実現を可能にするものである。

さらに、企業の経営管理を“労働安全衛生”の切口からみて、当協会の「COHSMS^{コスモス}ガイドライン」の基本的事項に沿って体系的にまとめた“仕組み”が、COHSMS^{コスモス}である。

3. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）のめざすもの

この「COHSMS^{コスモス}ガイドライン」は、平成11年4月に厚生労働省が公表した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づいて、建設業版としてまとめたものであり、「国の指針」は全産業を対象としたものであるが、これは、建

設業固有の特性を加味して、建設事業を行う事業者者に「労働安全衛生マネジメントシステム」の確立に向けて容易に取り組めるよう、業界の意見も十分に採り入れて作成したものである。

また、この「COHSMS^{コスモス}ガイドライン」の大きな特徴の一つは、店社と作業所を一体とした概念上の組織を建設事業場とし、この組織をシステム確立の単位としたこと、また、店社と作業所の果たすべき安全衛生管理の役割を明確にし、店社と作業所の「計画—実施—評価—改善」というPDCAサイクルを効率的に回すようにしたことである。

したがって、「COHSMS^{コスモス}ガイドライン」は、建設事業の規模・業種を問わず、すべての建設企業が対象となり、建設事業者自らの意思により自主的にシステムの確立に取り組むことができるようになっている。

さらに、当協会では、平成12年2月に「COHSMS^{コスモス}ガイドラインの解説書」、平成13年3月に「システム監査の仕組みと進め方」、平成15年10月に「COHSMS^{コスモス}ガイドラインの基本的事項のポイント及びシステム構築のポイント」を作成し、建設業における労働安全衛生マネジメントシステムの普及・促進に努めている。

4. COHSMS^{コスモス}普及・促進事業の実施状況

(1) 「建設業労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修会」の実施

平成12年4月から12月までの間、建災防本部・支部が一体となり、(社)全国建設業協会ならびに同協会各都道府県協会との協賛、厚生労働省ならびに都道府県労働局の協力・支援を得て、全国47都道府県において「建設業労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修会」を開催し、建設企業数4,114社、参加者数延5,207人が受講した。

(2) COHSMS^{コスモス}構築担当者研修講座（2泊3日）

この開講COHSMS^{コスモス}を導入する建設企業のシステム構築担当者を対象に、システム構築の基本をマスターする、座学と演習で構成された研修講座（2泊3

日 延べ15時間 定員30人)を建設業安全衛生教育センターにおいて実施している。

この研修講座の主な内容は次のとおりである。

- ① システム構築に必要な手順の構成および手順の作成方法の演習
- ② 「危険又は有害要因の特定」および実施すべき事項の特定の方法および手順の作成方法
- ③ 内部システム監査の仕組みと進め方および手順の作成方法の演習
- ④ システムを構築した建設企業から、システム構築の実践をととして得た構築のポイント等の紹介

なお、これまでに同研修講座を31回実施し、参加店社数は462店社、参加者数は784人であった。

(3) 地域単位での研修会等の実施

コスモス COHSMS の一層の普及・定着を図るためには、地域単位のニーズに対応した研修会を、それぞれの地域で実施することが必要である。

このため、研修会の科目を効果的に組み合わせ、地域の特徴を出した研修会を、当協会の本部と支部が協力して開催している。

なお、これまで参加店社数は633店社、参加者数は861人であった。

＜研修会等の種類＞

- ① コスモス COHSMS ガイドライン説明会
 - ② コスモス COHSMS に関する研修会
 - ③ コスモス COHSMS 構築指導研修会
 - ④ コスモス COHSMS 内部システム監査の仕組みの構築および進め方研修会
 - ⑤ リスクアセスメント手法を取り入れた危険有害要因特定標準モデルの活用研修会
 - ⑥ コスモス 地域の要望に応じた COHSMS についての講演等
- (4) コスモス COHSMS 構築建設企業支援サービスの展開
- この支援サービスは、コスモス COHSMS の構築に取り組む建設企業が増えてきている現状を踏まえ、それらの建設企業の疑問・課題等に応えるとともに、具体的なシステム構築の手助けをするためのものである。

なお、これまで24企業・組織に対して実施して

おり、参加者数は約4,000人であった。

＜支援サービスの内容＞

- ① 現状の安全衛生管理状況分析への相談と指導
- ② コスモス COHSMS ガイドラインに定めたシステムの確立に必要な“28”の基本的事項に基づいて、それぞれの建設企業の実情に合ったかたちでシステム構築を進めるための相談と指導
- ③ 専門家の派遣による建設企業で取り組む「内部システム監査」への支援
- ④ その他、建設企業の要望に柔軟に対応したコスモス COHSMS に関する支援サービスの実施
- (5) 「建設作業における危険有害要因特定標準モデル〈普及版〉」の発行

建設作業における危険又は有害要因の特定標準モデルを厚生労働省の支援および建設労務安全研究会の協力を得て開発している。

平成12年度および平成13年度は、建築工事の20種類の主要な作業（枠組み足場組立て作業、型枠組立て作業、鉄筋組立て作業等）、土木工事の20種類の主要な工事（トンネル工事、橋梁工事、上下水道工事等）を対象として、それらの工程別に、リスクアセスメントの考えを取り込んだ作業標準書を作成した。

平成15年度においては、引き続き設備工事関係の作業標準書を作成する予定である。

5. コスモス 建設企業での COHSMS の構築状況

当協会が、都道府県支部を通じて、全国におけるコスモス COHSMS 構築の建設企業の状況をアンケート調査により定期的に実施しており、平成15年3月末日現在、1,000近くの建設企業が何らかのかたちでコスモス COHSMS 構築に取り組んでいることがわかった。

- ① システム構築完了の建設企業 …… 210社
- ② システム構築中の建設企業 …… 185社
- ③ システム構築検討中の建設企業 …… 583社

この中には、全国大手総合工事業者をはじめとして、中堅建設企業も含まれている。

6. 建設企業の^{コスモス}COHSMS 導入のメリット

建設企業が^{コスモス}COHSMS を導入すると、次のようなメリットが期待される。

- ① 安全衛生管理活動の「確実性」と「効率性」が図られること

構築した^{コスモス}COHSMS が文書化されるので、安全衛生管理のノウハウの確実な継承が可能となり、しかも経営管理の一環として組織的、体系的な安全衛生管理を実施することにより、安全衛生活動を効果的、効率的に実施することが可能になる。

- ② 安全衛生管理活動に関する日常の地道な努力の程度が公正に評価（プロセス評価）されることにつながる

文書化された手順に沿って実施し、日常の安全衛生管理のプロセスを記録として残すことになり、建設企業内の評価はもとより、外部からの評価を取り入れることにより、建設企業の日頃の安全衛生活動のプロセスを正しく評価することができるようになる。

- ③ 独創性に富んだマネジメントツールの開発と人材育成が図られること

導入する建設企業自らが自分の組織に合ったシステムを作ることにより、独創的な管理のツール、即ち仕組みの開発とそれを回すことのできる人材を全員参加型で計画的に育成することができる。

- ④ 安全衛生水準の連続的、継続的な向上が図られること

建設企業は、店社と作業所の相互の情報伝達が円滑となり、その結果、システムの実施・運用の過程（PDCA）で得られた情報や安全衛生管理のノウハウなどが店社に蓄積される。

また、これらの情報やノウハウを新たに設置される作業所に伝達し、安全衛生管理活動に反映できる。このように、安全衛生管理の情報やノウハウが確実に建設企業の中に継承されることにより、安全衛生水準の連続的、

継続的な向上が図られることになる。

- ⑤ 健全性と信頼性の向上につながる

①から④までの相乗効果により、発注者や施主から適正な評価をうることができ、建設企業自身の健全性、信頼性の向上に貢献し、発展させることにつながる。

7. 評価サービス事業の実施

「^{コスモス}COHSMS 普及促進事業」の実施を通して、システム構築に取り組む建設企業は、着実に増えており、システムを構築した建設企業又はシステム構築に取り組んでいる建設企業から、構築したシステムの適正化を図るため、外部の第三者による客観的な評価を求める声が高まっている。

これらの建設企業に応えるため、評価サービス事業基本要領、評価サービス事業実施要領等を整備し、地域の建設企業を優先して「^{コスモス}COHSMS 評価サービス事業」を平成15年1月から開始した。

既に、地域の多くの建設企業から、具体的に評価サービスの申し込みがきており、その内の1社（㈱イチテック、愛知県一宮市）については、平成15年7日に「^{コスモス}COHSMS 評価証」を交付並びに今後の改善点を含めた「^{コスモス}COHSMS 評価結果報告書」を手交した。

〈対象となる建設企業〉

評価サービスは、^{コスモス}COHSMS ガイドラインに基づき、システムを確立した建設事業者が、評価サービスを受けることを希望した場合に実施し、その建設事業場（店社と作業所）が対象となる。

〈評価内容〉

評価は、建災防の評価基準に基づき、次の三つの視点から評価する。

- (1) 妥当性の視点：システムが^{コスモス}COHSMS ガイドラインに合致し、建設事業場に適合したものであるか。
- (2) 有効性の視点：システムが適切に実施・運用され、建設事業場の安全衛生水準の向上に寄与しているか。

- (3) 努力性の視点：日常の安全衛生管理活動への努力が認められるか。

8. 専門工事業者安全管理活動等促進事業の実施（平成15年度）

建設業における労働災害の防止には、工事を直接施工する専門工事業者自らの安全管理能力を高め、積極的な活動を実施することが不可欠である。

従来、専門工事業者は元方事業者の指導の下に安全管理を実施してきたことから、安全管理を自ら計画的、連続的かつ継続的に実施するに至っていない状況にある。

また、近年建設産業の再編の動向の中で、総合工事業者主導の安全管理、専門工事業者自らが行う安全管理への転換が求められている。

さらに、発注者が専門工事業者に直接発注する形態もみられるようになり、専門工事業者自らが総合工事業者と同等の自律的な安全管理を行う能力を備えることが求められている。

したがって、専門工事業者が自律的な安全管理を実施するためには、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）ガイドラインに基づいて、有効な建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）を構築するための、専門業種別標準モデルや危険有害要因特定マニュアルを開発し、これを普及、定着させる事業および啓発事業を展開し、もって、専門工事業界全体に労働安全衛生マネジメントシステムを普及、定着させることとする。

なお、機械土工工事等6業種については、安全管理能力を維持していく必要があることから、引き続き、現場安全パトロール等の支援事業を実施する。

(1) 自律的安全管理の促進

本部において、指定工事別および指定業種別の建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）構築の標準モデルを作成する。また、型枠大工工事等6業種を対象とする危険有害要因特定マニュアルを開発する。

支部においては、事業者、システム構築担当者、

職長等の各階層に対する説明会、研修会等の開催、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）構築モデル事業場の指導、自律的安全管理促進大会等を開催する。

＜本部の実施事項＞

イ 事業運営会議・事業運営委員会等の開催

イ 事業運営会議

事業の円滑な実施を図るため、支部事務局長との事業運営会議を開催する。

ロ 事業運営委員会

事業展開に資するため、専門工事業者等から広く意見・要望を聴取する事業運営委員会を開催する。

ハ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）構築標準モデル作成検討委員会

指定工事別および指定業種別の建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）の構築マニュアルおよびシステム構築の標準モデルを作成する。

ニ 業種別危険有害要因特定マニュアル作成検討委員会

型枠大工工事等6業種を対象に業種ごとの危険有害要因特定マニュアルおよび危険有害要因特定の標準モデルを作成する。

ロ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム促進指導員の委嘱

事業活動を推進するため、支部の推薦に基づき建設業労働安全衛生マネジメントシステム促進指導員を委嘱する。

ハ 促進指導員養成研修会の開催

促進指導員を対象に、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）構築の標準モデルおよび危険有害要因特定マニュアルによる教え方、指導方法等の研修会を開催する。

ニ 安全衛生情報等の提供

専門工事業者等に対して、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）に関する各種情報等を作成し、提供する。

ホ 指定工事業者団体等への協力要請

指定工事業者団体および専門工事団体等に対して事業の趣旨を説明し、協力を要請する。

〈支部の実施事項〉

イ 促進指導員、促進事業協力員等の委嘱・配置
本事業活動を推進するため促進指導員を配置し、促進事業協力員および支援事業協力員を委嘱・配置する。

ロ 経営首脳者セミナーの開催

専門工事業の事業者等に対して建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）構築の認識を深めるための経営首脳者セミナーを開催する。

ハ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）構築指導会の開催

店社のシステム構築担当者等に対して、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）構築の標準モデルや危険有害要因特定マニュアル活用のための指導会を開催する。

ニ 危険有害要因特定マニュアル研修会の実施
指定業種の職長、作業主任者等に対して危険有害要因特定マニュアルについての研修会を開催する。

ホ 自律的安全管理促進のための安全衛生教育の実施

店社安全スタッフ、安全推進員、安全衛生責任者等に対して自律的安全管理の促進を図るための安全衛生教育を実施する。

ヘ モデル店社の指定および支援の実施

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）構築や危険有害要因の特定に意欲がある店社を、モデル店社として指定し、支援する。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）の啓発のための自律的安全管理促進大会等の開催

地域開催の安全大会等において、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）の啓発のための自律的安全管理促進大会等を開催する。

(3) 専門工事業者への安全衛生管理活動の支援

専門工事業者のうち、機械土工事業等の6業種に対して、自律的な安全衛生管理活動を支援するため、安全研修会、安全パトロール、個別安全衛生指導等を実施する。

9. 国土交通省における建設工事事故防止のための重点対策の実施

国土交通省においては、平成12年2月に「建設工事事故防止対策検討委員会（委員長 山村和也 日本大学教授）」を設置し、同委員会において、特に事故が多発している墜落事故、重機事故、交通事故について重点対策を実施することが提唱されてきている。

平成15年度の重点対策の実施に関して、平成15年3月28日付け国官技第346号の2通達「平成15年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」をもって「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS^{コスモス}）の導入の推進」に関する関係業団体への導入の働きかけの協力依頼がなされた。

10. お わ り に

平成15年7月に発表された国土交通省の「美しい国づくり政策大綱」において、「社会資本整備の基本的考え方」を“量的充足の追求から美しい国をつくるための社会資本の質の重視へと政策を転換する”と発表した。

つまり、少なくなった建設投資額を“景観などの見た目の美しさ”に重点的に配分する考え方に大きく舵を切った。このことから、日本の建設業界は、今日、市場競争の激化という大変な時期にさしかかっており、業界全体の健全な発展のためには、建設企業自らの責任において経営の改善への最大限の努力が求められている。

また、平成15年4月に発表された厚生労働省の第10次労働災害防止計画において、「労働安全衛生マネジメントシステム」に関し、「事業場からの求めに応じ、外部から確認することのできる仕組みの導入の検討」、「リスクアセスメントを効果

的に実施するためのマニュアルの策定」、「優良な事業場の安全衛生管理活動を促進させるためのインセンティブ措置のあり方の検討」などが盛り込まれた。

これらの一連の動きのなかに、適正な競争を通じて、「技術と経営に優れた企業」が生き残れるような環境整備に向かって、国をはじめとして関係団体自らも大いなる努力が求められている。

その一環として、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSM^{コスモス}）」がある。

いま一度、建設業界全体が新しい時代にふさわしい新たな視点に立った企業経営の柱となる管理の仕組みの一つとして、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSM^{コスモス}）」を導入し、すべての建設現場の危険性を限りなく「ゼロ」に近づける努力を続けようではありませんか。

~~~~~お知らせ~~~~~

### JITA セミナー「国際安全規格 ISO 12100がよいよ発効！」 機械システムの安全—国際安全規格の動向と我が国の現状—

日時：2004年3月9日(火) 13:25～18:00

場所：虎ノ門パストラル“ロゼ”

主催：財団法人 日本産業技術振興協会

協賛：安全工学協会、安全技術応用研究会、日本労働安全衛生コンサルタント会、

日本科学技術連盟、(以下依頼中)

中央労働災害防止協会、日本機械工業連合会、日本規格協会

#### 〔開催趣旨〕

我が国にもいよいよ国際安全規格が導入されようとしています。2003年11月に機械安全の国際安全規格である ISO 12100が発効し、これに準拠した JIS が近々制定の運びです。

ISO 12100は、これまでの個々の機械毎の安全規定を定める方法から、全ての機械に対して包括的に安全構築のルールを定める方式への転換をもたらすものです。機械や装置類はこの規格に沿った安全対策が不可欠となり、これまでの個別の機器の信頼性によらず、機器の構成によって確定的な安全を構築することが求められ、製造者がその責任を負うと言うものです。これをクリアしないと、もはや海外への製品の輸出ができないこととなります。また、ユーザーは、この規格の考えを取り入れて装置の管理の全般に当たることが

要求されます。これまでの PL 法はこの ISO 12100に包含されることとなります。ISO 12100の発効は、すでに運用されている品質システムに関わる ISO 9000や環境マネジメントに関わる ISO 14001と並んで、産業界、特に製造業に大きな影響を及ぼすことが必然です。

本シンポジウムでは、機械安全に関する世界標準の規格制定の経緯と発効した国際安全規格12100全体の特徴をわかりやすく紹介するとともに、それに適切に対応するための、機械安全の基本概念と設計の一般原則、機械に関わる危険源分析と安全方策を概説します。さらに、設計者・製造者を「解放（免責）」するための第三者検査・認証制度の制定と、機関設置の必要性についても紹介します。

奮ってご参加頂けますよう、ご案内申し上げます。

#### プログラム

|             |                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 13:25—13:00 | 開会挨拶 (財)日本産業技術振興協会 専務理事 宇佐美 毅                                |
| 13:30—14:15 | 「国際安全規格の最近の動向」 明治大学 理工学部 教授 向殿 政男<br>〈司会 明治大学 理工学部 教授 向殿 政男〉 |
| 14:15—15:00 | 「機械類の安全性—安全の基本概念と設計の一般原則」<br>社団法人 日本機械工業連合会 標準化推進部 宮崎 浩一     |
| 15:15—16:00 | 「危険源分析と安全方策」 長岡技術科学大学 機械安全工学寄付講座 教授 蓬原 弘一                    |
| 16:00—16:45 | 「安全における認証と責任」 北九州市立大学 国際環境工学部 教授 杉本 旭                        |
| 16:45—16:50 | 閉会挨拶 (財)日本産業技術振興協会 技術情報部長 綱島 群                               |
| 17:00—18:00 | 情報交換・技術交流会                                                   |

#### お申し込み方法

(財)日本産業技術振興協会のホームページ (<http://www.jita.or.jp/anzen/>) から、参加申込書に必要事項を入力の上、お申し込みいただくか、または参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX にてお申し込み下さい。

#### 問い合わせ先

財団法人日本産業技術振興協会 技術情報部 安田敏雄  
〒305-0046 茨城県つくば市東1丁目1番1号 中央第4事業所4-10

TEL : 029-855-1267 FAX : 029-855-1279

E-mail yasuda @jita .or.jp